除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第４５号

奈良県大和郡山市今国府町６番２号
申立人　東邦化成株式会社
代表者代表取締役　三杉　嘉彦
申立人代理人弁護士　黒田　拓志
同　阿部　清司
権利を争う旨の申述の終期　平成27年11月９日
平成27年11月10日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＺ242708
金額　1,181,736円
支払期日　平成27年２月28日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行大阪本店営業部
振出日　平成26年10月30日
振出地　白地
振出人　東邦化成株式会社　代表取締役　三杉　嘉彦
受取人　御池商事株式会社
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

鳥取市行徳３丁目952番地（公示催告時の住所鳥取市松並町１丁目164番地３コアコート松並101号）
申立人　植木　幹夫
権利の届出の終期　平成27年10月30日
平成27年11月10日　鳥取簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　鳥取市行徳三丁目952番
宅地　396.69平方メートル
⑵登記年月日番号　鳥取地方法務局明治35年４月30日受付第2109号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治35年４月15日設定
目的　建物所有
範囲　郡村宅地４畝歩の内１畝２歩
存続期間　10年
地代　１年玄米２斗４升
支払期　毎年12月25日
権利者　鳥取市西品治36番地
福井新太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１７０１号

愛知県豊明市三崎町中ノ坪18番地３
債務者　株式会社ベラミ
代表者代表取締役　佐藤　謙治
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
４　破産債権の届出期間　平成27年12月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月23日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０００号

千葉市稲毛区小深町79番地２
債務者　株式会社ダンナイ
代表者代表取締役　長村　　智
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清田　友洋
４　破産債権の届出期間　平成27年12月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８４号

長野市アークス13番７号
債務者　山内商事株式会社
代表者代表取締役　山内　信広
１　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋川　和広
４　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後１時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９５９号

千葉県八千代市八千代台西１丁目４番９号第３小林ビル、商業登記簿上の本店所在地千葉市花見川区千種町340番27号
債務者　株式会社サトウソイルサービス
代表者代表取締役　佐藤理千子
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山村　清治
４　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１１号

横浜市鶴見区鶴見中央１丁目20番６号
債務者　株式会社アルナ
代表者代表取締役　山本亀男留
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　篤志
４　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６０号

川崎市宮前区有馬１丁目23番３－301号　安藤ビル２
債務者　合同会社スークエルエルシー
代表者代表社員　末吉　雅彦
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　力丸
４　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６９９号

名古屋市守山区大字中志段味字上寺林99番地
債務者　レディースホーム株式会社
代表者代表取締役　大寺　敏夫
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　陽児
４　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号

石川県羽咋郡宝達志水町子浦レ151番地
債務者　株式会社本田
代表者代表取締役　安達　　信
１　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三林　　隆
４　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１６６５号

名古屋市守山区白沢町201番地
債務者　有限会社ツールメイト
代表者代表取締役　鈴木　広之
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　良周
４　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２号

愛知県稲沢市祖父江町祖父江江西239番地の１
債務者　有限会社アイ・ピー・エス・中央漢方
代表者代表取締役　石田　治彦
１　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　　朝
４　破産債権の届出期間　平成27年12月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部